

# 埼玉県目標設定型排出量取引制度の 第2削減計画期間における排出量取引等の状況

令和4年9月20日公表  
埼玉県環境部温暖化対策課

本資料は、埼玉県目標設定型排出量取引制度の第2削減計画期間（平成27年度から令和元年度までの5か年度）の排出量取引等の状況をまとめたものです。

## 1. 第2削減計画期間の目標達成により発行された超過削減量

達成事業所に発行された超過削減量	790 万トン-CO <sub>2</sub>	506 事業所
------------------	-------------------------	---------

- ※ 自らの事業所の第2削減計画期間における排出削減により達成が確認された507事業所のうち、削減目標量と削減量が同量であった1事業所を除いた506事業所に対し、超過削減量を発行しました。
- ※ 発行された超過削減量の有効期間は、第3削減計画期間（令和2年度から令和6年度までの5か年度）の目標達成までとなり、他事業所との取引により移転することや、自らの第3削減計画期間の目標達成に充てることができます。

## 2. 第2削減計画期間の目標達成のために充当された量

達成事業所における充当量	45.6 万トン-CO <sub>2</sub>	111 事業所
うち、自らの事業所の超過削減量の第1削減計画期間からの持越し量	6.0 万トン-CO <sub>2</sub>	45 事業所
うち、他事業所との排出量取引による取得量	39.6 万トン-CO <sub>2</sub>	91 事業所
うち、超過削減量	35.2 万トン-CO <sub>2</sub>	75 事業所
うち、再エネクレジットまたは森林吸収クレジット	0.3 万トン-CO <sub>2</sub>	3 事業所
うち、東京連携クレジット	4.0 万トン-CO <sub>2</sub>	16 事業所
非達成事業所において、充当されなかった量又は達成にならない範囲で充当された量（第三者検証により確定した量）	3.0 万トン-CO <sub>2</sub>	3 事業所
第三者検証を受検しておらず、確定していない不足量	2.8 万トン-CO <sub>2</sub>	5 事業所
（参考）第三者検証を受検していないが、排出量が達成水準にある事業所	-	4 事業所

- ※ 数値を端数処理しているため、表の内訳の計と合計等が一致しない場合があります。
- ※ 複数の方法により充当を行った事業所がありますので、事業所数は延べ数となります。
- ※ 目標達成に不足した量で充当されなかった量については、当該事業所の第3削減計画期間の削減目標量に加算されます。

### 3. 第2削減計画期間の目標達成のために行われた排出量取引の相手

同じ事業者の他事業所からの取得のみ	28 事業所
他の大規模事業者（制度対象事業者）からの直接取得	23 事業所
大規模事業者以外（仲介事業者等）からの取得	37 事業所
再エネクレジット、森林吸収クレジットの取得	3 事業所
合計（他事業所と排出量取引を実施した事業所）	91 事業所

※ 排出量取引は有償・無償を問いません。

### 4. 第2削減計画期間の目標達成のために行われた排出量取引の申告価格

全体	1回の取引あたり	144 円/トン-CO <sub>2</sub>
	取引量 1000 トン-CO <sub>2</sub> 以下の取引	171 円/トン-CO <sub>2</sub>
	取引量 1000 トン-CO <sub>2</sub> 超の取引	132 円/トン-CO <sub>2</sub>

#### 集計方法等

集計対象クレジット等	超過削減量 東京連携クレジット
集計対象取引	全 47 件の取引 第2削減計画期間において目標達成に不足した事業者が、目標達成のためにクレジット等を取得した取引について、有償取引として申告（振替申請書への価格記載）のあったもの。ただし、平成29年度に実施された制度上の電力排出係数の変更に伴うクレジット等の一斉増量より前に行われた取引は集計から除外した。なお、クレジット等の有効期限及び取引相手（大規模事業者か仲介事業者かの当否等）を問わず集計している。
集計方法	取引量レンジごとに取引1回あたりの単価の単純平均を算出

※ 1回あたりの取引量は、40トン-CO<sub>2</sub>台～20,000トン-CO<sub>2</sub>台です。

※ 現在の取引の実態を示すものではなく、限られたデータによる統計値です。